平成30年２月に起業者が実施した渋滞状況調査によると、現道の十能交差点（名古屋方面側）において最大渋滞長560m、最大通過時間約７分20秒が、御津町入浜交差点（静岡方面側）において最大渋滞長390m、最大通過時間約５分が確認されている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である愛知県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年８月閣議決定）等に基づき、平成３年11月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び同評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成29年６月等に、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて任意で環境影響評価の照査を実施したところ、振動等については法令により定められた基準等を満足するとされており、騒音等については環境基準等を超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、同評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるイヌワシ及びオジロワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているニホンウナギ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミゾゴイ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキンラン、準絶滅危惧として掲載されているカキツバタ、イチョウウキゴケ及びウスゲチョウジタデその他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。本件事業がこれらに及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは軽減されると予測されている。主な保全措置として、ニホンウナギ等については、一部の生息環境が改変されることから、沈砂池の設置及び河川・水路の切り回しにより濁水流入の低減を、キンランについては、生育環境の変化が懸念されることから、植栽等による林縁保護を実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が５箇所存在するが、既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第３級の規格に基づき４車線の自動車専用道路を建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成３年11月25日に都市計画決定され、平成９年10月31日及び平成27年２月24日に変更決定された都市計画と、のり面等を除き基本的内容について整合しているものである。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる名豊道路建設推進協議会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　愛知県豊川市役所及び蒲郡市役所

○東北地方整備局告示第百四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月一日

東北地方整備局長　津田　修一

(三)(二)(一)　道路の区域

道路の種類　一般国道

路線名　七号

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
三重県四日市市鵜の森二丁目七番一から同市富田一丁目二番一まで	後前	二二三・四四〇メートル 三三・〇〇メートル	〇・四四キロメートル 〇・二二〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月一日

東北地方整備局長　津田　修一

(三)(二)(一)　道路の区域

道路の種類　一般国道

路線名　七号

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
岩手県二戸市福岡字上町原七十七番一から同市福岡字関古懸向四十四番一まで	後前	一七・三〇メートル 一八・三〇メートル	〇・六五五キロメートル 〇・六六〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所